

虐待増収に里親推進

重点施策は三点。(1)里親啓発事業(78万6000円)▽(2)里親委託推進事業(292万6000円)▽里親支援事業(90万7000円)――。

①は、里親制度に対する社会の認識を高めるため、広く一般県民に対する広報啓発を行う。

具体的には、「つどい」の開催▽ホームページによる広報▽パンフレットを作成し、県、市町村広報や家庭児童相談窓口や福祉関係機関に配置など。

②は、里親委託推進員を配置し、児童相談所担当者や里親、施設関係者、学識経験者らからなる「里親委託推進委員会」を設置する。

虐待を受けた子どもの問題が深刻化している状況を受け、県は新年度から新たに「里親推進事業」を実施する。施設入所中の子どもに実際の家庭を体験させる機会を設けるほか、里親同士の集いや交流を図る「里親サロン」を設置するなど、里親啓発や里親委託推進、里親支援事業などを盛り込む。

県の新事業

家庭体験機会設ける

親同士の集いや交流も

同 平 童
度 5 3 1 件——と急増している。
同 17 年度の虐待を種類別でみると、「身体的虐待」179件▽「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」222件▽「性

い。平成18年12月31日現在、県内の登録里親数は89人（委託児童数は14人）で、決して多い数とはいえない状況だという。里親になる手続きとしては、最寄りの児童

い（専門里親は養育経験や研修受講などが必要）。また、養育を開始すると、里親には里親の扶養費、子どもの医療費などが公費で支給されるほか、所得税法上の扶

的虐待」27件▽「心理的虐待」103件などなつており、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」の件数が圧倒的に多く、こうした虐待增加が事業推進の背景にあると具は説明してある。

△児童相談所による家庭調査▽社会福祉審議会で審議▽知事による認定▽里親登録――などを。

なお、里親になるのに特別な資格は必要なない。